

# ○副官飾緒着用の細部要領等について（通知）

昭和56年8月6日

海幕総第3603号

改正 平成8年7月24日 海幕総務第3466号〔第1次改正〕

海上幕僚監部総務部長から自衛艦隊司令官・各地方総監・教育航空集団司令官・練習艦隊司令官あて

## 副官飾緒着用の細部要領等について（通知）

標記について、別紙のとおり定められたので通知する。

添付書類：別紙「副官飾緒着用の細部要領等」

### 別紙

#### 副官飾緒着用の細部要領等

##### 1 細部要領

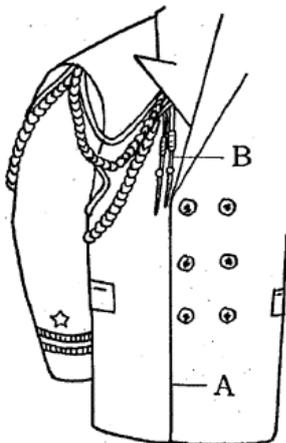
- (1) 上衣の右肩袖付上部を約4センチメートルを切り開き、内側でボタンにより飾緒の取付部を固定する。
- (2) 飾緒の短い細ひもの輪に右腕を通す。
- (3) 飾緒の長い三つ編みひものは、右肩後方から右脇下を経て上衣の前部に回す。
- (4) 飾緒の長い細ひも及び短い三つ編みひものは、直接上衣の前部に回す。
- (5) 第3号及び第4号により上衣の前部に回すひも類をまとめて、第1種夏服上衣にあつては第1ボタンに、第2種夏服上衣にあつては第2ボタンに、その他にあつては右えり裏側に取り付ける。
- (6) 飾緒の装着要領は、付図のとおりとする。

##### 2 着用上の留意事項

渉外事務を行う際に着用する副官の飾緒に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第74号）第4条第1項第3号に規定する「必要がある場合」とは、副官飾緒をもって職務を識別する必要がある場合であるので、その着用は必要最小限とし、乱用に陥らないようにする。

#### 副官飾緒の装着要領

##### 1 冬服上衣に着用した場合



注：BはA線の延長上に位置する。